

岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内におけるスタートアップの育成や気運醸成を図るため、事業者等が県内でスタートアップ関係イベント等を開催するために要する経費に対し、予算の範囲内で、スタートアップサポーター支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) スタートアップや、マッチングの対象となる既存企業等に関する豊富なネットワークを有し、スタートアップを支援するイベント等（以下「イベント」という。）の参加者拡大に向けて、効果的な集客が可能なこと。
- (2) スタートアップ又は金融業界に対する豊富な知見を持ち、イベント終了後のイベント参加者への継続的なフォローその他のスタートアップの支援が可能なこと。
- (3) 補助金を受けようとするイベントについて、同一年度内に国や自治体(岐阜県の他部署を含む。)からの委託や助成を受けていないこと。
- (4) 法令等又は公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に係る更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に係る再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に係る破産手続開始の申立て及びこれらの開始決定がなされていないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を講じられているものではないこと。
- (7) 県税等の公租公課について、未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (8) 過去の業務その他の事情において、知事が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内で開催されるイベントで、県内に拠点を置くスタートアップ等が参加可能な、次に掲げる事業とする。

- (1) ピッチコンテスト
- (2) アントレプレナーシップ教育
- (3) スタートアップに対する成長支援プログラム
- (4) スタートアップセミナー
- (5) スタートアップに関するアイデアソン、ハッカソンその他のイベント
- (6) スタートアップと事業会社等とのマッチングイベント
- (7) その他知事が認めた事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助対象事業に要する経費で、原則として交付決定をした年度の2月末日までに、契約し、利用し、又はサービスの提供を受け、支払が完了するものに限る。

- (1) 施設・付帯設備等使用料
 - ・イベントの開催に当たり、施設や付帯設備等を使用する場合、その使用に係る使用料、賃借料その他の経費
- (2) 会場設営・運営費
 - ・イベントの開催に当たり、会場の設営や運営業務のために使用する経費のうち、消耗品費、一部を外部委託する場合の委託料その他の経費
 - ・イベントに係る専門家や著名人（以下「外部専門家」という。）による講演や外部専門家等による相談ブースの設置をする場合、その外部専門家の招へいに係る報償費及び旅費
- (3) 広告宣伝費
 - ・イベントに対するスタートアップ、金融機関、事業会社等の参加を促進するための印刷製本費、役務費、委託料その他の経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 補助事業者の経常的な運営管理を目的とする経費
- (2) 施設の維持補修に係る経費
- (3) イベントの参加者に対する物品、金銭、飲食物等の給付に係る経費
- (4) 補助対象事業で専ら使用する物品、ソフトウェア等の取得に係る経費のうち、取得価格が5万円を超えるもの
- (5) 消費税及び地方消費税相当額
- (6) 施設・付帯設備等使用料を除く官公署に支払う費用に係る経費
- (7) その他補助金の目的に鑑み、補助対象経費とすることが適当でないと知事が認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、150万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(経費区分相互間において、いずれか低い額の20%を超えない経費の配分の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更(補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更並びに補助対象経費の20%を超えない減額を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 規則第5条第1項の規定による交付決定によって生ずる権利の全部又は一部を、知事の承認を受けずに第三者に譲渡し、又は承継させないこと。

2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第4号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第4号様式)
- (2) 前項第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)
- (3) 前項第4号の規定による報告 遅延等報告書(別記第6号様式)

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から15日を経過する日とし、同項の申請の取下げは、別記第7号様式により行うものとする。

- 2 補助事業者は、第8条第1項第1号及び第2号の規定による補助金の変更承認の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の変更承認の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、補助金の変更承認の決定の日から15日を経過するまでは、変更申請の取下げをすることができる。この場合において、変更申請の取下げは、別記第7号様式により行うものとする。

(変更承認前の事業着手)

第10条 補助事業者は、第8条第1項第1号及び第2号の規定による補助金の変更承認前に、補助対象事業のうち同項第1号及び第2号の変更に係るものに着手する必要がある場合には、あらかじめ知事に、別記第8号様式に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

- 2 知事は、別記第8号様式の提出を受けたときは、速やかに承認の可否を判断し、文書により補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、変更承認を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で、補助対象事業のうち第8条第1項第1号及び第2号の変更に係るもの等に着手するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第11条 規則第9条の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に対し補助金を交付することができる。

- (1) 事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(補助金活用の表示)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を実施する際、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示するものとする。

- 2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。
- 3 第1項の規定による表示の方法は、チラシ、パンフレット等への掲載とする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について知事から要求があった場合は、速やかに、別記第9号様式による事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 実績報告書の様式は、別記第10号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 支払金口座情報登録依頼書(ただし、岐阜県に口座情報登録がない場合に限る。)
- (2) 補助対象経費が「施設・付帯設備等使用料」である場合、イベントの開催に使用した施設や付帯設備等の使用料、使用期間、支払実績等が記載された資料
- (3) 補助対象経費が「会場設営・運営費」である場合、次に掲げる資料
- ア イベントの会場設営や運営のために要した消耗品費、消耗品内容、支払実績等が記載さ

れた資料

イ イベントの会場設営や運営の外部委託に要した委託料、委託期間、委託内容、支払実績等が記載された資料

ウ 外部専門家への謝礼金・旅費については、イベントの開催に当たり外部専門家に支払った金額、役務の内容及び提供日、支払実績等が記載された資料

(4) 補助対象経費が「広告宣伝費」である場合、次に掲げる資料

ア イベントの広告宣伝のために利用した費用の金額、サービス等概要、利用期間、支払実績等が記載された資料

イ 制作した広告物に関する写真・コピー等の資料

ウ 掲載した広告物について、掲載していることが確認できる資料

エ 配布した広告物について、配布完了が確認できる資料

(5) 県補助金を受けて補助対象事業を実施した旨が表示されたことが確認できる資料

(6) イベントの様子が分かる写真等

(7) その他知事が必要と認める資料

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(補助金の交付時期等)

第15条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第11号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(立入調査等)

第17条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(補助対象事業の経理)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理について補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(補助内容等の公表)

第19条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助内容等を公表することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地
申請者の氏名又は名称
（法人の場合）
代表者の職氏名

年度岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び内容

事業概要書（別記第2号様式）のとおり

2 事業に要する経費及び補助金交付申請額

（1）事業に要する経費 円

（2）補助金交付申請額（千円未満切捨て） 円

（注）次に掲げる書類を添付すること。

- （1）事業概要書（別記第2号様式）
- （2）宣誓書（別記第3号様式）
- （3）申請者の所在地及び代表者を確認できる資料（法人その他団体の場合）
- （4）補助金交付申請額の根拠となる資料
- （5）過去3年以内に実施した類似イベント等の実績が分かる資料
- （6）その他知事が必要と認めるもの

事業概要書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 申請者とスタートアップや、マッチング対象となる既存企業等に関するネットワークの概要

5 県補助金を受けて事業を実施した旨を表示する方法

6 経費及び資金計画

(1) 収入の部（資金調達内訳）

(単位：円)

経費区分	金額	備考
補助金申請額		
自己資金		
その他		
合計		

※ 「補助金申請額」については、千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

※ 「自己資金」とは、事業に要する経費のうち、補助対象経費に計上しない経費をいう。

※ 参加料等を徴収する場合や協賛金等の収入がある際は、「その他」に記載すること。

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	事業に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
施設・付帯設備等使用料			
使用料及び賃借料			
その他			
小計			
会場設営・運営費			
委託料			
消耗品費			
報償費			
旅費			
その他			
小計			
広告宣伝費			
印刷製本費			
役務費			
委託料			
その他			
小計			
合計			

※ 「収入の部」の金額合計と「支出の部」の事業に要する経費合計は一致すること。

※ 「事業に要する経費」は、当該事業を遂行するのに必要な経費を記入すること。金額については、見積書、価格表等による正確な金額を記載すること。

※ 「補助対象経費」とは、「事業に要する経費」のうち、補助金の交付の対象となる経費を記載すること（消費税及び地方消費税相当は対象にならないことに注意）。

※ 「旅費」は、外部専門家に対する費用弁償分のみを補助対象経費とする。

※ 「備考」欄には、名称、仕様、個数、委託先等の支出内容が把握できるものを記入すること。

年 月 日

岐阜県知事 様

宣 誓 書

岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金に関し、次のとおり誓約します。

- 法令等の定め及び補助金の交付目的に従って、誠実に補助対象事業を行うよう努めます。
- 申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 国や自治体が交付する他の補助金等の交付対象や、委託を受けたイベントは申請しません。
- イベント終了後も、イベント参加者等のスタートアップの支援に努めます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する補助事業者の要件の全てに該当します。
- 要綱第3条の規定に該当しません。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（税務当局、警察署等）に提供することに同意します。

宣誓者の住所又は所在地
宣誓者の氏名又は名称
（法人の場合）
代表者の職氏名

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地
申請者の氏名又は名称
（法人の場合）
代表者の職氏名

年度岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金
に係る事業経費配分（内容）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業の経費配分（内容）について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(1) 経費の配分

別紙のとおり（算出基礎が分かる資料を添付すること。）

(2) 事業の内容

変 更 前	変 更 後

(注) 補助対象事業の一部を新たに委託しようとするに伴い経費の配分の変更を行うときは、「変更後」の欄に委託内容及び委託先を記載すること。

別紙

経費配分書

経費区分	補助対象事業に要する 経費		負 担 区 分				補助金申請額 (千円未満切り捨て)		変更の理由
			補助対象		補助対象外				
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	

(注) 補助対象事業全てについて記載すること。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

（法人の場合）

代表者の職氏名

年度岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金
に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業を下記の理由により中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地
申請者の氏名又は名称
（法人の場合）
代表者の職氏名

年度岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金
に係る遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況

- 2 事業の進捗に要した経費

- 3 遅延の内容及び理由

- 4 遅延に対する措置

- 5 事業の遂行及び完了の予定

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

（法人の場合）

代表者の職氏名

年度岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金
に係る交付（変更承認）申請取下書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定（変更承認）通知のあった標
記補助金について、下記の事由により交付（変更承認）申請の取下げをします。

記

1 取下げをする補助対象事業（変更申請）

2 取下げをするに至った経緯

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地
申請者の氏名又は名称
（法人の場合）
代表者の職氏名

年度岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金
に係る変更承認前着手申請書

年 月 日付けで申請した事業経費配分（内容）変更承認申請について、変更承認前に事業に着手したいので申請します。

記

1. 着手予定年月日
2. 事前着手の理由

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地
申請者の氏名又は名称
（法人の場合）
代表者の職氏名

年度岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業を完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施した事業

（1）事業の内容

（2）事業の効果

2 補助金の交付決定額

円

3 事業の収支決算

（1）収入の部（資金調達内訳）

（単位：円）

経費区分	金額	備考
補助金申請額		
自己資金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

経 費 区 分	事業に要する 経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備 考
施設・付帯設備等使用料			
使用料及び賃借料			
その他			
小計			
会場設営・運営費			
委託料			
消耗品費			
報償費			
旅費			
その他			
小計			
広告宣伝費			
印刷製本費			
役務費			
委託料			
その他			
小計			
合 計			

※ 「収入の部」の金額合計と「支出の部」の事業に要する経費合計は一致すること。

※ 各経費について複数の支払が有る場合は、内訳を「備考」欄に記載するか、別途内訳表等を作成すること。

第11号様式（第15条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地
申請者の氏名又は名称
(法人の場合)
代表者の職氏名

年度岐阜県スタートアップサポーター支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円